

【2020年4月1日～】

別紙1

藤山荘利用料金

単位：円

利用区分		内訳	宿泊	日帰り	
A	・被保険者及びその被扶養者 ・被保険者の配偶者	大人	利用料	1,350	700
		大人	食費	2,650	
		大人	計	4,000	700
		小学生以下	利用料	350	350
		小学生以下	食費	2,650	
		小学生以下	計	3,000	350
B	・被保険者の上記A以外の家族 被保険者及び配偶者の父母、子、孫、祖父母、 兄弟姉妹 ・定年退職者及びその配偶者 ・グループ会社の社員及びその配偶者	大人	利用料	3,350	1,400
		大人	食費	2,650	
		大人	計	6,000	1,400
		小学生以下	利用料	1,850	700
		小学生以下	食費	2,650	
		小学生以下	計	4,500	700
C	・一般（上記A・B以外の者）	大人	利用料	5,350	1,800
		大人	食費	2,650	
		大人	計	8,000	1,800
		小学生以下	利用料	3,350	900
		小学生以下	食費	2,650	
		小学生以下	計	6,000	900

(注1) 入湯税は別途利用者負担とする。

(注2) 未就学児で寝具及び食事を必要としない場合は無料とし、寝具のみ必要とする場合は1回の利用につき300円を徴収するものとする。

(注3) 小学生で、特別食として子ども食を必要とする場合は、子ども食料金の他、利用料を徴収するものとする。

(注4) 定年退職者が死亡した後の配偶者の料金は利用区分Cとする。

(注5) グループ会社の社員が退職した場合は本人及び配偶者の料金は利用区分Cとする。